平成２３年（フ）第１５５９号
名古屋市瑞穂区下坂町４丁目49番地　下坂ハイツ１階Ｅ号
債務者　錦　　輝子（旧姓忍成）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県加西市西谷町268番地
債務者　谷田久美子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１６号
和歌山県東牟婁郡古座川町高池67番地
債務者　大堀　幸香（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮94番地13
債務者　松田　真次
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第３０号
大分県日田市大字北豆田1583番地33　市営住宅607―10
債務者　坂本　順子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第８８号
北海道室蘭市沢町14番地１―205号
債務者　中島真由美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
北海道伊達市舟岡町327番地１
債務者　新井田絵利子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
神奈川県平塚市宮松町12番１―702号　プラーズ宮松町
債務者　城間　　操
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３４号
愛知県岩倉市下本町燈明庵159番地１　マンション千代204号
債務者　柄澤　光儀
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２２号
京都市右京区太秦堀池町９番地10
債務者　衛藤　良江
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１０号
京都市南区西九条南小路町10番地
債務者　小林　千江
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
京都市西京区上桂前田町21番地４　コキンマンション406号
債務者　西田　孝介
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１０号
京都府城陽市久世里ノ西145番地の26　ゆかりハイツ102号
債務者　玉置　豊一
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
兵庫県姫路市土山６丁目12番22―104号セザール姫路土山
債務者　平井　勝昭
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４９号
兵庫県姫路市飾東町佐良和138番地３ユニコムハイツＣ―101号
債務者　長尾美佐子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４３号
千葉県松戸市新松戸６丁目240番地
債務者　阿部　禮子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０４号
新潟市中央区下所島２丁目14番１号　コーポスワローＡ102号
債務者　佐藤　友和
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部